

2014年度版 管理栄養士・栄養士必携

データ・資料集

追補 (新旧対照)

平成 26 年 3 月 5 日厚生労働省告示第 57 号ならびに
平成 26 年 3 月 18 日厚生労働省告示第 80, 81,
82 号によって本書中、下線部分の変更と波線部分の
追加事項 (p.301 と p.543 は、通則の追加) があり
ました。ご確認下さい。

法改正・訂正・正誤等の追加情報につきましては、
弊社ホームページ内にてご覧いただけます
<http://www.daiichi-shuppan.co.jp/>

第一出版

p.265 下から 3行目	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">旧</div> <p>「栄養サポートチーム加算（<u>指定地域</u>）</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">新</div> <p>「栄養サポートチーム加算（<u>特定地域</u>）</p>								
p.279 表下 資料	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">旧</div> <p>保医発 0305 第 2 号 別添 6 別紙 23（平成 <u>24</u> 年 3 月 5 日）</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">新</div> <p>保医発 0305 第 1 号 別添 6 別紙 23（平成 26 年 3 月 5 日）</p>								
p.298 診療報酬 点数 (入院 基本料 ・加算)	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">旧</div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; padding: 5px;">栄養管理実施加算</td> <td style="width: 15%; padding: 5px;">1日につき</td> <td style="width: 10%; padding: 5px;">12</td> <td style="padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ① 1名以上の常勤の管理栄養士がいること。 ② 入院患者ごとに栄養管理計画を作成すること。 ③ 管理栄養士をはじめ、医師、薬剤師、看護師、その他の医療従事者が共同して栄養管理を行った場合に算定できる。 <p>※平成 24 年度診療報酬改定により廃止。なお、栄養管理体制の整備に一定の時間がかかると考えられるため、平成 24 年 3 月 31 日に栄養管理実施加算の届出を行っていない医療機関については、平成 26 年 3 月 31 日までの間は経過措置を設ける。</p> </td> </tr> </table>	栄養管理実施加算	1日につき	12	<ul style="list-style-type: none"> ① 1名以上の常勤の管理栄養士がいること。 ② 入院患者ごとに栄養管理計画を作成すること。 ③ 管理栄養士をはじめ、医師、薬剤師、看護師、その他の医療従事者が共同して栄養管理を行った場合に算定できる。 <p>※平成 24 年度診療報酬改定により廃止。なお、栄養管理体制の整備に一定の時間がかかると考えられるため、平成 24 年 3 月 31 日に栄養管理実施加算の届出を行っていない医療機関については、平成 26 年 3 月 31 日までの間は経過措置を設ける。</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">新</div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; padding: 5px;">栄養管理実施加算</td> <td style="width: 15%; padding: 5px;">1日につき</td> <td style="width: 10%; padding: 5px;">12</td> <td style="padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ① 1名以上の常勤の管理栄養士がいること。 ② 入院患者ごとに栄養管理計画を作成すること。 ③ 管理栄養士をはじめ、医師、薬剤師、看護師、その他の医療従事者が共同して栄養管理を行った場合に算定できる。 <p>※平成 24 年度診療報酬改定により廃止。なお、栄養管理体制の整備に一定の時間がかかると考えられるため、平成 24 年 3 月 31 日に栄養管理実施加算の届出を行っていない<u>保険医療機関</u>については、平成 26 年 6 月 30 日までの間は経過措置を設ける。</p> <p>※平成 24 年度改定において<u>栄養管理実施加算が廃止されたが、有床診療所では管理栄養士確保が難しいことから、栄養管理体制等の施設基準に適合し、常勤の管理栄養士 1 名以上が配置されている場合には、今後も、入院患者 1 人につき、「栄養管理実施加算」(12 点 / 1 日) を算定することとなった。</u></p> </td> </tr> </table>	栄養管理実施加算	1日につき	12	<ul style="list-style-type: none"> ① 1名以上の常勤の管理栄養士がいること。 ② 入院患者ごとに栄養管理計画を作成すること。 ③ 管理栄養士をはじめ、医師、薬剤師、看護師、その他の医療従事者が共同して栄養管理を行った場合に算定できる。 <p>※平成 24 年度診療報酬改定により廃止。なお、栄養管理体制の整備に一定の時間がかかると考えられるため、平成 24 年 3 月 31 日に栄養管理実施加算の届出を行っていない<u>保険医療機関</u>については、平成 26 年 6 月 30 日までの間は経過措置を設ける。</p> <p>※平成 24 年度改定において<u>栄養管理実施加算が廃止されたが、有床診療所では管理栄養士確保が難しいことから、栄養管理体制等の施設基準に適合し、常勤の管理栄養士 1 名以上が配置されている場合には、今後も、入院患者 1 人につき、「栄養管理実施加算」(12 点 / 1 日) を算定することとなった。</u></p>
	栄養管理実施加算	1日につき	12	<ul style="list-style-type: none"> ① 1名以上の常勤の管理栄養士がいること。 ② 入院患者ごとに栄養管理計画を作成すること。 ③ 管理栄養士をはじめ、医師、薬剤師、看護師、その他の医療従事者が共同して栄養管理を行った場合に算定できる。 <p>※平成 24 年度診療報酬改定により廃止。なお、栄養管理体制の整備に一定の時間がかかると考えられるため、平成 24 年 3 月 31 日に栄養管理実施加算の届出を行っていない医療機関については、平成 26 年 3 月 31 日までの間は経過措置を設ける。</p>						
栄養管理実施加算	1日につき	12	<ul style="list-style-type: none"> ① 1名以上の常勤の管理栄養士がいること。 ② 入院患者ごとに栄養管理計画を作成すること。 ③ 管理栄養士をはじめ、医師、薬剤師、看護師、その他の医療従事者が共同して栄養管理を行った場合に算定できる。 <p>※平成 24 年度診療報酬改定により廃止。なお、栄養管理体制の整備に一定の時間がかかると考えられるため、平成 24 年 3 月 31 日に栄養管理実施加算の届出を行っていない<u>保険医療機関</u>については、平成 26 年 6 月 30 日までの間は経過措置を設ける。</p> <p>※平成 24 年度改定において<u>栄養管理実施加算が廃止されたが、有床診療所では管理栄養士確保が難しいことから、栄養管理体制等の施設基準に適合し、常勤の管理栄養士 1 名以上が配置されている場合には、今後も、入院患者 1 人につき、「栄養管理実施加算」(12 点 / 1 日) を算定することとなった。</u></p>							

旧

入院栄養食事指導料	入院中 2 回	130
-----------	---------	-----

新

入院栄養食事指導料 1	入院中 2 回	130
入院栄養食事指導料 2*	入院中 2 回	125

p.301
診療報酬点数
(医学管理等)

欄外注

*入院栄養食事指導料 2 とは、有床診療所において、当該保険医療機関以外の管理栄養士が栄養指導を行った場合に算定する。常勤の管理栄養士を配置している場合には栄養管理実施加算を算定し、入院栄養食事指導料は算定できない。

新

【通則の追加】

項目	単位	点数	算定要件
在宅患者訪問褥瘡管理指導料		750	<p>●①当該医療機関内に以下の3名から構成される在宅褥瘡対策チームが設置されていること。またはイのうち、1名は在宅褥瘡対策について十分な経験を有する者であって、褥瘡等の創傷ケアに係る適切な研修を修了した者であること。</p> <p>ア) 医師、イ) 看護師、ウ) 管理栄養士</p> <p>(ただし、褥瘡等の創傷ケアに係る適切な研修を修了した者が当該医療機関にいない場合であっても、訪問看護ステーションもしくは他の医療機関の褥瘡対策チームと連携している褥瘡等の創傷ケアに係る適切な研修を修了した看護師がカンファレンスに参加し、在宅褥瘡対策チームの一員として褥瘡ケアを行った場合にも算定できる)</p> <p>② チーム構成員は、以下の内容を実施すること。</p> <p>ア) 初回訪問時に、患者宅に一堂に会しケア計画を立案する。</p> <p>イ) 初回訪問以降、月1回以上チーム構成員のそれぞれが患者を訪問し、その結果を情報共有する。</p> <p>ウ) 初回訪問後3か月以内に対策の評価および計画の見直しのためカンファレンスを行う。</p> <p>エ) 1年間のケアの実績を報告する。</p>

p.301
診療報酬点数
(在宅患者診療・指導料)
の最後に追加

旧

(最終改正 平成 25 年 1 月 18 日
厚生労働省告示第 6 号)

新

(最終改正 平成 26 年 3 月 5 日
厚生労働省告示第 57 号)

p.541
見出しの下2行目

旧

月以内の期間にあつては月1回に限る。)に限り所定点数に加算する。

新

月以内の期間にあつては月1回)に限り所定点数に加算する。

p.541
左段下から
8～7行目

<p>p.541 右段 上から 1行目</p>	<p>旧</p> <p>2**<u>指定地域</u></p>	<p>新</p> <p>2**<u>特定地域</u></p>
<p>p.541 右段 上から 9～ 10行目</p>	<p>旧</p> <p>ず、当該加算の点数に代えて、100点を所定点数に加算することができる。</p>	<p>新</p> <p>ず、当該加算の点数に代えて、<u>栄養サポートチーム加算（特定地域）</u>として、100点を所定点数に加算することができる。</p>
<p>p.541 右段 下から 8～ 3行目</p>	<p>旧</p> <p>②当該保険医療機関に、専任の栄養管理に係る所定の研修を修了した①常勤医師、②常勤看護師、③常勤薬剤師、④管理栄養士により構成される栄養サポートチームが設置されていること。</p>	<p>新</p> <p>②当該保険医療機関に、専任の栄養管理に係る所定の研修を修了した①常勤医師、②看護師、③薬剤師、④管理栄養士により構成される栄養サポートチームが設置されていること。</p>
<p>p.542 左段 上から 11～ 13行目</p>	<p>旧</p> <p>●診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について（平成25年9月30日保医発0930第4号）より</p>	<p>新</p> <p>●診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について（平成26年3月5日保医発0305第3号）より</p>

旧

10 入院栄養食事指導料 130点
 注 別に厚生労働大臣が定める基準を満たす保険医療機関において、入院中の患者であって、別に厚生労働大臣が定める特別食を必要とするものに対して、医師の指示に基づき管理栄養士が具体的な献立によって指導を行った場合に、入院中2回を限度として算定する。

p.543
 左段
 下から
 10～
 2行目

新

10 入院栄養食事指導料 (週1回)
 イ 入院栄養食事指導料1 130点
 ロ 入院栄養食事指導料2 125点
 注1 イについては、別に厚生労働大臣が定める基準を満たす保険医療機関において、入院中の患者であって、別に厚生労働大臣が定める特別食を必要とするものに対して、医師の指示に基づき管理栄養士が具体的な献立によって指導を行った場合に、入院中2回を限度として算定する。
 2 ロについては、別に厚生労働大臣が定める基準を満たす保険医療機関(診療所に限る)において、入院中の患者であって、別に厚生労働大臣が定める特別食を必要とするものに対して、当該保険医療機関の医師の指示に基づき当該保険医療機関以外の管理栄養士が具体的な献立によって指導を行った場合に、入院中2回を限度として算定する。

新

【通則の追加】

C013 在宅患者訪問褥瘡^{じよくそう}管理指導料 750点
 注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、重点的な褥瘡^{じよくそう}管理を行う必要が認められる患者(在宅での療養を行っているものに限る。)に対して、患者の同意を得て、当該保険医療機関の保険医、管理栄養士、看護師又は連携する他の保険医療機関等の看護師が共同して、褥瘡管理に関する計画的な指導管理を行った場合には、初回のカンファレンスから起算して6月以内に限り、当該患者1人につき2回に限り所定点数を算定する。
 2 区分番号C001に掲げる在宅患者訪問診療料、区分番号C005に掲げる在宅患者訪問看護・指導料又は区分番号C009に掲げる在宅患者訪問栄養食事指導料は別に算定できない。ただし、カンファレンスを行う場合にあっては、この限りでない。

p.543
 右段
 下から
 11行目と
 10行目の
 間に追加

<p>p.543 右段 下から 9～ 1行目</p>	<p>旧</p> <p>B004-1-4 入院栄養食事指導料 130点 注 別に厚生労働大臣が定める基準を満たす保険医療機関において、入院中の患者であって、別に厚生労働大臣が定める特別食を必要とするものに対して、歯科医師と医師との連携の下に管理栄養士が具体的な献立によって指導を行った場合に、入院中2回を限度として算定する。</p>	<p>新</p> <p>B004-1-4 入院栄養食事指導料(週1回) 1 入院栄養食事指導料1 130点 2 入院栄養食事指導料2 125点 注1 1については、別に厚生労働大臣が定める基準を満たす保険医療機関において、入院中の患者であって、別に厚生労働大臣が定める特別食を必要とするものに対して、歯科医師と医師との連携の下に管理栄養士が具体的な献立によって指導を行った場合に、入院中2回を限度として算定する。 2 2については、別に厚生労働大臣が定める基準を満たす保険医療機関(診療所に限る。)において、入院中の患者であって、別に厚生労働大臣が定める特別食を必要とするものに対して、当該保険医療機関の歯科医師と医師との連携の下に当該保険医療機関以外の管理栄養士が具体的な献立によって指導を行った場合に、入院中2回を限度として算定する。</p>
<p>p.556 見出しの 下2行目</p>	<p>旧</p> <p>(最終改正 平成25年3月22日 厚生労働省告示第62号)</p>	<p>新</p> <p>(最終改正 平成26年3月18日 厚生労働省告示第81号)</p>
<p>p.556 左段 下から 21～ 16行目</p>	<p>旧</p> <p>5 介護予防居宅療養管理指導費*1 二 管理栄養士が行う場合 (1) 同一建物居住者以外の者に対して行う場合 530単位 (2) 同一建物居住者に対して行う場合 450単位</p>	<p>新</p> <p>5 介護予防居宅療養管理指導費*1 二 管理栄養士が行う場合 (1) 同一建物居住者以外の者に対して行う場合 533単位 (2) 同一建物居住者に対して行う場合 452単位</p>

<p>p.558 見出しの 下2行目</p>	<p>旧</p> <p>(最終改正 平成24年3月13日 厚生労働省告示第90号)</p>	<p>新</p> <p>(最終改正 平成26年3月18日 厚生労働省告示第80号)</p>
<p>p.559 右段 上から 19行目</p>	<p>旧</p> <p>食機能障害を有し、誤嚥が認め</p>	<p>新</p> <p>食機能障害を有し、誤嚥が認め</p>
<p>p.559 右段 下から 7行目</p>	<p>旧</p> <p>な管理を行った場合には、次に</p>	<p>新</p> <p>な管理を行った場合は、次に</p>
<p>p.559 右段 下から 2行目～ p.560 左段 上から 4行目</p>	<p>旧</p> <p>算する。ただし、この場合において、<u>経口移行加算を算定している場合は、算定しない。また、経口維持加算(Ⅱ)を算定している場合は、経口維持加算(Ⅰ)は、算定しない。</u></p>	<p>新</p> <p>算する。ただし、経口移行加算を算定している場合は、算定せず、経口維持加算(Ⅱ)を算定している場合は、経口維持加算(Ⅰ)は、算定しない。</p>
<p>p.560 見出しの 下2行目</p>	<p>旧</p> <p>(最終改正 平成24年3月13日 厚生労働省告示第92号)</p>	<p>新</p> <p>(最終改正 平成26年3月18日 厚生労働省告示第82号)</p>

